

保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）

目的	民間保育所及び認定こども園において、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という）を配置する経費を支給し、保育所等の事故防止の取組を強化することで、児童の安全安心な保育環境の向上を図ることを目的とする。
支給要件	・ 本事業に専従する常勤^{※1}又は短時間勤務^{※2}の看護師等を1人以上配置していること。ただし、短時間勤務の者複数をもって常勤1人とすることは差し支えない。 ・ 大阪市病児保育事業の届出に関する要綱に基づき、病児保育事業開始届を提出すること。なお、事業の種類は体調不良児対応型とし、届出に変更が生じた場合は、病児保育事業変更届を提出すること。 ・ 緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。 ・ 体調不良の児童の対応については、他の健康な児童に感染しないよう当事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設け、職員及び他の児童の往来を制限すること。 ・ 配置する看護師等は、次の業務を行うこと。 ① 事故発生時の応急対応 ② 保育士の事故防止の取組みへの支援 ③ 保育中に発生した体調不良児の対応（保護者が迎えに来るまでの間） ※ 体調不良となった児童の対応は、看護師等1人につき2人程度とする。 ④ 地域のニーズに応じた地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援 ⑤ 児童の健康管理、保護者に対する指導 ⑥ 感染症の予防・感染拡大防止への支援 ⑦ 医療機関、保健所との連携・調整 ※ 月の初日時点で支給要件を満たしていること。月途中で支給要件を満たした場合は、翌月からの起算とする。
除外規定	・ 当該看護師等が、保育士配置基準数^{※3}に含まれる者および処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の対象者となった場合、その期間は支給要件を満たす月数から除外する。 ・ 病気等のやむを得ない理由により月4日以上欠勤し、当該期間の給与を無給又は減額した月は、支給要件を満たす月数から除外する。
支給対象	支給要件を満たす月分の看護師等の雇用に要する経費
算定基準	<常 勤> 月額 374,600円 <短時間>^{※4} 月額 119,700円

※1 常勤 施設の定める1日当たりの勤務時間数及び1月当たりの勤務日数を満たす者をいう。

※2 短時間勤務 常勤以外の者をいう。

※3 配置基準数 公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

※4 短時間 算定基準「短時間」については、令和8年度までの措置とする。

- 要綱第3条第2項（本市所定の必要な添付書類）
 - ・ 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））（別紙2－1）
 - ・ 対象者の雇用契約書等の写し
（正規職員の場合は、就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し）
 - ・ 対象者の資格証の写し
- 要綱第7条第2項（本市所定の必要な添付書類）
 - ・ 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定変更届（保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））（別紙2－2）
 - ・ 対象者の雇用契約書等の写し
（正規職員の場合は、就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し）
 - ・ 対象者の資格証の写し
- 要綱第7条第3項（軽微な変更）
 - ・ 結婚等による氏の変更
 - ・ 算定基準額の変更を伴わない雇用契約内容の変更
 - ・ 協力医療機関の変更または追加
 - ・ その他、個別事象により市長が軽微と認める場合
- 要綱第8条第2項（本市所定の必要な添付書類）
 - ・ 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費実績内訳書（保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））（別紙2－3）
 - ・ 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費活動内容報告書（保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））（別紙2－4）

種 別 ()
施設名 ()

年度 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の
運営にかかる向上支援費支給認定申請書
(保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）)

1. 配置する看護師等

- ☐ 下記対象職員は、当事業の専従職員であり他業務と兼務は行いません。
- ☐ 下記対象職員は、処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の対象者ではありません。

常勤職員の1日あたりの勤務時間 (休憩時間を除く)	時間	分
------------------------------	----	---

対象職員 の氏名	資格	配置予定期間 (当該年度内)	1日の 勤務時間	備考
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定基準												

2. 協力医療機関

開始日	医療機関名	所在地	備考

3. 実施計画内容

実施内容（保健計画等）
事故発生時の応急対応について
保育士の事故防止の取組みへの支援について
保育中に発生した体調不良児の対応について
地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援について
児童の健康管理、保護者に対する指導について
感染症の予防・感染拡大防止への支援について
医療機関、保健所との連携・調整について

（添付書類）

- ・ 対象者の雇用契約書等の写し
（正規職員の場合は、就業規則の勤務時間が定められた箇所の写し）
- ・ 対象者の資格証の写し

種 別 ()

施設名 ()

年度 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の
運営にかかる向上支援費支給認定変更届
(保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））

1. 配置する看護師等

- ☐ 下記対象職員は、当事業の専従職員であり他業務と兼務は行いません。
- ☐ 下記対象職員は、処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の対象者ではありません。

常勤職員の1日あたりの勤務時間 (休憩時間を除く)	時間	分
------------------------------	----	---

対象職員 の氏名	資格	配置予定期間 (当該年度内)	1日の 勤務時間	備考 (変更内容等)
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	
		～	時間	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定基準												

2. 協力医療機関

開始日	医療機関名	所在地	変更内容

(別紙 2 - 3)

種 別 ()

施設名 ()

年度 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の
運営にかかる向上支援費実績内訳書
(保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置））

1. 配置する看護師等

- ☐ 下記対象職員は、当事業の専従職員であり他業務と兼務は行っていません。
- ☐ 下記対象職員は、処遇改善等加算を含む他の加算・雇用経費の対象者ではありません。

常勤職員の1日あたりの勤務時間 (休憩時間を除く)	時間 分
------------------------------	-----------------------

対象職員 の氏名	資格	配置期間 (当該年度内)	1日の 勤務時間	欠勤日数	備考
		～	時間		
		～	時間		
		～	時間		
		～	時間		
		～	時間		
		～	時間		

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定基準												

2. 向上支援費支給額

向上支援費支給額	対象月数計
円	月

- (添付書類)
- 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費活動内容報告書
(別紙 2 - 4)
 - 欠勤のある職員の当該月の出勤簿の写し

(別紙 2 - 4)

種 別 ()
施設名 ()

年度 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の
運営にかかる向上支援費活動内容報告書
(保育所等の事故防止の取組強化事業(看護師等配置))

1 事故発生時の応急対応について (大阪市事故報告案件に該当するもの)

日付	歳児	概要	対応

※概要・対応欄に書ききれない場合は、別紙にて報告してください

※大阪市事故報告案件に該当するものがない場合は、「報告案件なし」と記載してください

2 保育士の事故防止の取組みへの支援について (職員研修・シミュレーション訓練等)

日付	取組内容	参加人数

3 保育中に発生した体調不良児の対応について (保護者が迎えに来るまでの間)

月次	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合計							

※延人数でカウントしてください

4 地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援について （在園児の相談は除く）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
生 活 習 慣							
発 育 ・ 発 達							
育 児 方 法							
疾病等(アレルギー含む)							
感染症予防・感染拡大防止							
そ の 他							
合 計							

※相談の中心となったテーマで1人1件のカウントとしてください

※別日に再度、同じ相談があった場合もその都度1人1件とカウントしてください

5 児童の健康管理、保護者に対する指導について

取 組 内 容

6 感染症の予防・感染拡大防止への支援について

取 組 内 容

7 医療機関、保健所との連携・調整について

取 組 内 容